

# 「三鷹市駐輪場整備運営基本方針（仮称）素案」に関する パブリックコメントの概要

下記のとおりパブリックコメントを実施します。みなさんのご意見をお寄せください。

## 記

### 1 策定の経緯

市では、放置自転車による市民の生活環境の悪化を防止し、歩行者の安全確保や自転車等の適正利用を図り、安全で快適な市民生活を実現することを目的として、平成23年7月に「三鷹市駐輪場整備基本方針」を策定しました。以後、適正化の視点に沿って駐輪場整備を進めてきたところです。しかし、本方針の策定から6年が経過し、社会状況の変化などから、さらなる駐輪場の適切な利用や、より効率的な運営が求められており、整備と併せて安定的な運営が必要となっています。このため、既存の「駐輪場整備基本方針」を改定し、運営を含めた今後の施策の方向性を定めた「駐輪場整備運営基本方針（仮称）」を策定します。

### 2 方針素案の概要

- これまでの駐輪場整備・運営に関する取組
- 背景、課題
- 課題に対する駐輪場整備・運営の考え方、施策
  - ・「整備」 … 駐輪場整備目標の設定、長期的な駐輪場の確保 など
  - ・「運営」 … 駐輪場の再配置、利用料金の適正化 など
  - ・「システム」 … サイクルシェア、サイクルアンドバスライド など
- 駐輪場整備・運営に関連して取り組む施策
  - ・自転車利用者のマナー向上
  - ・放置自転車対策の推進 など

### 3 意見募集期間

平成30年1月10日（水）から1月30日（火）まで（必着）

### 4 意見提出できる方

三鷹市内在住・在勤・在学の市民、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方（団体を含む。）

## 5 素案の入手方法

三鷹市駐輪場整備運営基本方針（仮称）素案 は、平成 30 年 1 月 10 日（水）から市のホームページに全文を掲載します。また、相談・情報センター、各市政窓口、市民協働センター、各コミュニティ・センター及び道路交通課都市交通係で配布します。各図書館で閲覧できます。

## 6 提出方法

以下の事項を明記して、直接持参されるか、郵送、ファクスまたはメールにてお送りください。

①三鷹市駐輪場整備運営基本方針（仮称）素案 への意見、②住所、③氏名、④電話番号

（団体の場合は、①三鷹市駐輪場整備運営基本方針（仮称）素案 への意見、②所在地、③団体名、④代表者の氏名、⑤電話番号を明記してください。）

## 7 提出先

〒181-8555 東京都三鷹市野崎 1-1-1

三鷹市都市整備部道路交通課都市交通係

ファクス：0422-48-0975

メールアドレス：doro@city.mitaka.tokyo.jp

## 8 問い合わせ先

三鷹市都市整備部道路交通課都市交通係 0422-45-1151（内線 2883）